

イラク派兵違憲判決が確定！ 自衛隊は直ちに撤退せよ！

1 名古屋高裁が4月17日に出したイラク派兵違憲判決が確定した。

私たち自由法曹団東京支部は、東京の弁護士から成る法律家団体として、この確定判決に従い、自衛隊が直ちにイラクとインド洋から撤兵することを求める。

2 判決は、イラクにおける米軍の軍事行動の実態についてきめ細かな事実認定を行ったうえ、政府と同じ憲法解釈、イラク特措法を合憲とした場合であっても、自衛隊による武装兵員の空輸活動は、「武力行使」を禁止したイラク特措法および憲法第9条1項に違反するとして、その違法性並びに違憲性を断罪した。

これに対し、政府と自衛隊は、「違憲判断部分は傍論だ」「関係ねえ」などと批判するが、「法の支配」に服する政府・自衛隊が判決に悪罵を浴びせ、無視を公言することなど到底許されるものではない。また、違憲判断部分こそ、「戦争しない国」から「戦争する国」へこの国の進路を転換させる策動を強める改憲派に対し、裁判所が厳しく批判した判決の核心部分でもある。

3 判決は、他国の民衆を再び殺戮しないことを誓った平和憲法を守り活かすこれまでの運動の画期的な到達点である。しかし、イラクでは現在も悲惨な戦乱が続いている。これ以上、日本が米軍の無法な戦争に加担し続けることは絶対に許されるものではない。私たち自由法曹団東京支部は、政府が高裁判決を重く受け止め、自衛隊をイラクから、また同じくアフガニスタン民衆の殺戮に加担しているインド洋から、直ちに撤兵させることを強く求めるものである。

2008年5月2日
自由法曹団東京支部
支部長 島田修一